

議案第9号

令和2年度伊賀市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度伊賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数		40,400戸
(2) 年間総給水量	14,418,000	m <sup>3</sup>
(3) 一日平均給水量	39,501	m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業	原水及び浄水施設事業	231,347千円
	給水区域内配水施設事業	542,135千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入
第1款	水道事業収益	3,340,394千円
第1項	営業収益	2,583,646千円
第2項	営業外収益	756,748千円
		支 出
第1款	水道事業費用	3,212,501千円
第1項	営業費用	2,681,850千円
第2項	営業外費用	456,528千円
第3項	特別損失	64,123千円
第4項	予備費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,237,056千円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填するものとする。）。

収 入

第1款 資本的収入	777,991千円
第1項 国庫補助金	46,087千円
第3項 負担金	25,135千円
第4項 他会計補助金	220,869千円
第5項 企業債	465,800千円
第9項 固定資産売却代金	100千円
第10項 その他資本的収入	20,000千円

支 出

第1款 資本的支出	2,015,047千円
第1項 建設改良費	858,834千円
第2項 企業債償還金	961,742千円
第3項 ダム負担金	184,471千円
第7項 予備費	10,000千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業	千円 465,800	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び特定資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、債権者との協定によるものとする。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	465,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、300,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した予定額に過不足を生じた場合における同一款内で、これらの経費の各項間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

337,163千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、23,000千円と定める。

令和2年2月26日提出

伊賀市長 岡 本 栄